

スポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会運営規則（案）

令和 年 月 日
スポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会決定

スポーツ審議会運営規則（平成二十七年十二月二十四日スポーツ審議会決定）
第三条第五項の規定に基づき、スポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会
運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 スポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会（以下「部会」とい
う。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、スポーツ審議
会令（平成二十七年政令第三百二十九号）及びスポーツ審議会運営規則、
スポーツ審議会の会議の公開に関する規則に定めるもののほか、この規則
の定めるところによる。

（雑則）

第二条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営
に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この規則は、部会の決定の日（令和 年 月 日）から施行する。